

平成 28 年 第 2 回 東浦町議会定例会議案

平成 28 年 6 月 8 日 提出

## 目 次

承認第2号	東浦町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることがありますについて	1
承認第3号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることがありますについて	11
承認第4号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることがありますについて	15
議案第28号	東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	23
議案第29号	東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	27
議案第30号	平成28年度東浦町一般会計補正予算（第1号）	別添
議案第31号	平成28年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第32号	工事請負契約の締結について（（仮称）西部防災倉庫建設工事）	31
議案第33号	土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について	32
議案第34号	平成27年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	35
議案第35号	町道路線の廃止について	36
議案第36号	町道路線の認定について	37

承認第2号

東浦町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例  
(東浦町税条例の一部改正)

第1条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 20 条の 2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>第 54 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 <u>若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 20 条の 2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>第 54 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 <u>又は第 12 号の固定資産</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するもの</p>

財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、**独立行政法人労働者健康安全機構**、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究の目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）から（5）まで 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、**第12号又は第16号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しない**

に限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、**独立行政法人労働者健康安全機構**、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究の目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）から（5）まで 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第57条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで**又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないことと**

こととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

#### 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2及び3 略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5及び6 略

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 略

9 略

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1と

った場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

#### 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2及び3 略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5及び6 略

7 略

8 略

<u>する。</u>	
15 略	9 略
16 略	10 略
17 略	11 略
18 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。	
19 略  (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)  第 10 条の 3 略  2 から 7 まで 略  8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  (1) から (4) まで 略  (5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等  (6) 略  9 略	12 略  (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)  第 10 条の 3 略  2 から 7 まで 略  8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  (1) から (4) まで 略  (5) 热損失防止改修工事に要した費用

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
-----	-----

附 則 (町たばこ税に関する経過措置)		
第3条 略		
2 略		
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第90条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第90条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	略
第90条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	略
第90条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	略
4から6まで 略		
7 第4項の規定により町たばこ税を課		
附 則 (町たばこ税に関する経過措置)		
第3条 略		
2 略		
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第90条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定による改正前の地方税法施行規則</u> （以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第90条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	略
第90条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	略
第90条第4項	<u>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	略
4から6まで 略		
7 第4項の規定により町たばこ税を課		

する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の項から第90条第5項の項まで	略
<b>第92条の2</b>	略
<b>第1項</b>	略

第93条第2項の項 略

8及び9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の項から第7項の表第90条第5項の項の項まで	略
<b>第7項の表</b>	略
<b>第92条の2</b>	

第7項の表第93条第2項の項の項及び第8項の項 略

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の項から第7項の表第90条第5項

する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の項から第90条第5項の項まで	略
<b>第92条の2</b>	略
	略

第93条第2項の項 略

8及び9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の項から第7項の表第90条第5項の項の項まで	略
<b>第7項の表</b>	略
<b>第92条の2</b>	

第7項の表第93条第2項の項の項及び第8項の項 略

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項の項から第7項の表第90条第5項

<p>の項の項まで 略</p>		
第7項の表	略	
<b>第92条の2</b>		
<b>の項</b>		
<p>第7項の表第93条第2項の項の項及び第8項の項 略</p>		
13 略		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
<p>第5項の項及び第6項の項 略</p>		
第7項の表	<b>第4項</b>	
以外の部分	略	
<p>第7項の表第21条の項の項から第7項の表第90条第5項の項の項まで 略</p>		
第7項の表	略	
<b>第92条の2</b>		
<b>の項</b>		
<p>第7項の表第93条第2項の項の項から第8項の項まで 略</p>		

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の東浦町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

承認第3号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求  
めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとお  
り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
 東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額)  第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。  (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>265,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）アからカまで 略  (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>480,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）アからカまで 略	(国民健康保険税の減額)  第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。  (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>260,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）アからカまで 略  (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>470,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）アからカまで 略

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

## 東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(納稅義務者等)	(納稅義務者等)
<b>第2条 略</b>	<b>第2条 略</b>
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について、法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定</u> の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について、法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。
3及び4 略 附 則 <u>（法附則第15条第42項の条例で定める割合）</u>	3及び4 略 附 則
<b>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</b> (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	<b>4 宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</b>
5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規	5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規

定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 **附則第5項**の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市

定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 **附則第4項**の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市

計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項)を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項)を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項)

計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項)を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項)を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項)

を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

#### 表 略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

#### 11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る

を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

#### 表 略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

#### 10 略

11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る

<p>当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>	<p>当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>
<p><b>13 附則第5項及び第7項の「宅地等」</b>とは法附則第17条第2号に、<b>附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</b>とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」</b>とは法附則第17条第4号に、<b>附則第8項から第10項までの「負担水準」</b>とは法附則第17条第8号に、<b>附則第10項の「農地」</b>とは法附則第17条第1号に、<b>附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</b>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第11項及び前項の「市街化区域農地」</b>とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>	<p><b>12 附則第4項及び第6項の「宅地等」</b>とは法附則第17条第2号に、<b>附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</b>とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」</b>とは法附則第17条第4号に、<b>附則第7項から第9項までの「負担水準」</b>とは法附則第17条第8号に、<b>附則第9項の「農地」</b>とは法附則第17条第1号に、<b>附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</b>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第10項及び前項の「市街化区域農地」</b>とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>
<p>(読み替規定)</p>	<p>(読み替規定)</p>
<p><b>14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</b></p>	<p><b>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</b></p>
<p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p>	<p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p>
<p><b>15 略</b></p>	<p><b>14 略</b></p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東浦町都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 28 号

東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の  
一部改正について

東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の  
一部を改正する条例

東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 14 条の 2 を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。</p>	<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 14 条の 2 を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。</p>

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。） 略	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。） 略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

	支給される場合を除く。) から 国民年金等改正法附則第32条 第1項に規定する年金たる給 付のうち障害年金 (以下「旧 国民年金法による障害年金」 という。) まで 略		支給される場合を除く。) から 国民年金等改正法附則第32条 第1項に規定する年金たる給 付のうち障害年金 (以下「旧 国民年金法による障害年金」 という。) まで 略
障害補償年金の項及び遺族補償年金の 項 略			障害補償年金の項及び遺族補償年金の 項 略
2 休業補償の額は、同一の事由について 次の表の左欄に掲げる法律による年金 たる給付が支給される場合には、当分の 間、この条例の規定にかかわらず、この 条例の規定による休業補償の額に、同表 の左欄に掲げる法律による年金たる給 付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率 を乗じて得た額 (その額が、この条例の 規定による休業補償の額から同一の事 由について支給される当該年金たる給 付の額の合計額を 365 で除して得た額 を控除した残額を下回る場合には、当該 残額) とする。			2 休業補償の額は、同一の事由について 次の表の左欄に掲げる法律による年金 たる給付が支給される場合には、当分の 間、この条例の規定にかかわらず、この 条例の規定による休業補償の額に、同表 の左欄に掲げる法律による年金たる給 付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率 を乗じて得た額 (その額が、この条例の 規定による休業補償の額から同一の事 由について支給される当該年金たる給 付の額の合計額を 365 で除して得た額 を控除した残額を下回る場合には、当該 残額) とする。
障害厚生年金等及び障害基礎年金の項 略			障害厚生年金等及び障害基礎年金の項 略
障害厚生年金等 (当該補償の 事由となった障害について障 害基礎年金が支給される場合 を除く。) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.88</span>			障害厚生年金等 (当該補償の 事由となった障害について障 害基礎年金が支給される場合 を除く。) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.86</span>
障害基礎年金 (当該補償の事由となっ た障害について障害厚生年金等又は平 成 24 年一元化法改正前国共済法による 障害共済年金若しくは平成 24 年一元化 法改正前地共済法による障害共済年金 が支給される場合を除く。) の項から旧 国民年金法による障害年金の項まで 略			障害基礎年金 (当該補償の事由となっ た障害について障害厚生年金等又は平 成 24 年一元化法改正前国共済法による 障害共済年金若しくは平成 24 年一元化 法改正前地共済法による障害共済年金 が支給される場合を除く。) の項から旧 国民年金法による障害年金の項まで 略

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この条例による改正後の東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新条例第6条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5条第1項及び第2項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

#### 提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 29 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。</p>	<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。</p>

1 傷 病補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの を除 く。)	1 障害厚生年金等	<u>0.88</u>	1 傷 病補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの を除 く。)	1 障害厚生年金等	<u>0.86</u>
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。） 略			2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。） 略	
2 傷 病補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公	1 障害厚生年金等	<u>0.92</u>	2 傷 病補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公	1 障害厚生年金等	<u>0.91</u>
	(第1 級の傷 病等級 に該當 する障 害に係 る傷病 補償年 金にあ			(第1 級又は 第2級 の傷病 等級に 該當す る障害 に係る 傷病補	

務上 の災 害に 係る もの に限 る。)		つて は、 <u>0.91</u> )		務上 の災 害に 係る もの に限 る。)		償年金 にあつ ては、 <u>0.90</u> )
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） 略				2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） 略	
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものと除く。）の項から6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）の項まで 略	3 及び4 略		3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものと除く。）の項から6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）の項まで 略	3 及び4 略	5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定に関わらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。	5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定に関わらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。
障害厚生年金等及び障害基礎年金の項 略	障害厚生年金等（当該損害補 償の事由となった障害につい て障害基礎年金が支給される 場合を除く。）	<u>0.88</u>	障害厚生年金等及び障害基礎年金の項 略	障害厚生年金等（当該損害補 償の事由となった障害につい て障害基礎年金が支給される 場合を除く。）	<u>0.86</u>	

障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）の項 略	障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）の項 略
6及び7 略	6及び7 略

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第6条第2項及び第5項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第2項及び第5項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 32 号

工事請負契約の締結について ((仮称) 西部防災倉庫建設工事)

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- |             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 1 工 事 名     | (仮称) 西部防災倉庫建設工事                                   |
| 2 工 事 場 所   | 知多郡東浦町大字緒川字北鶴根地内                                  |
| 3 工 事 概 要   | 鉄骨平屋建、延床面積268.74平方メートルの建築工事                       |
| 4 契 約 金 額   | 73,440,000円                                       |
| 5 契約の相手方    | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1<br>東浦土建株式会社<br>代表取締役 長坂 勝之 |
| 6 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (総合評価落札方式)                                 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 33 号

土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本町内の別図第 1 に示す区域において字の区域を別図第 2 に示すとおり設定及び変更する。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

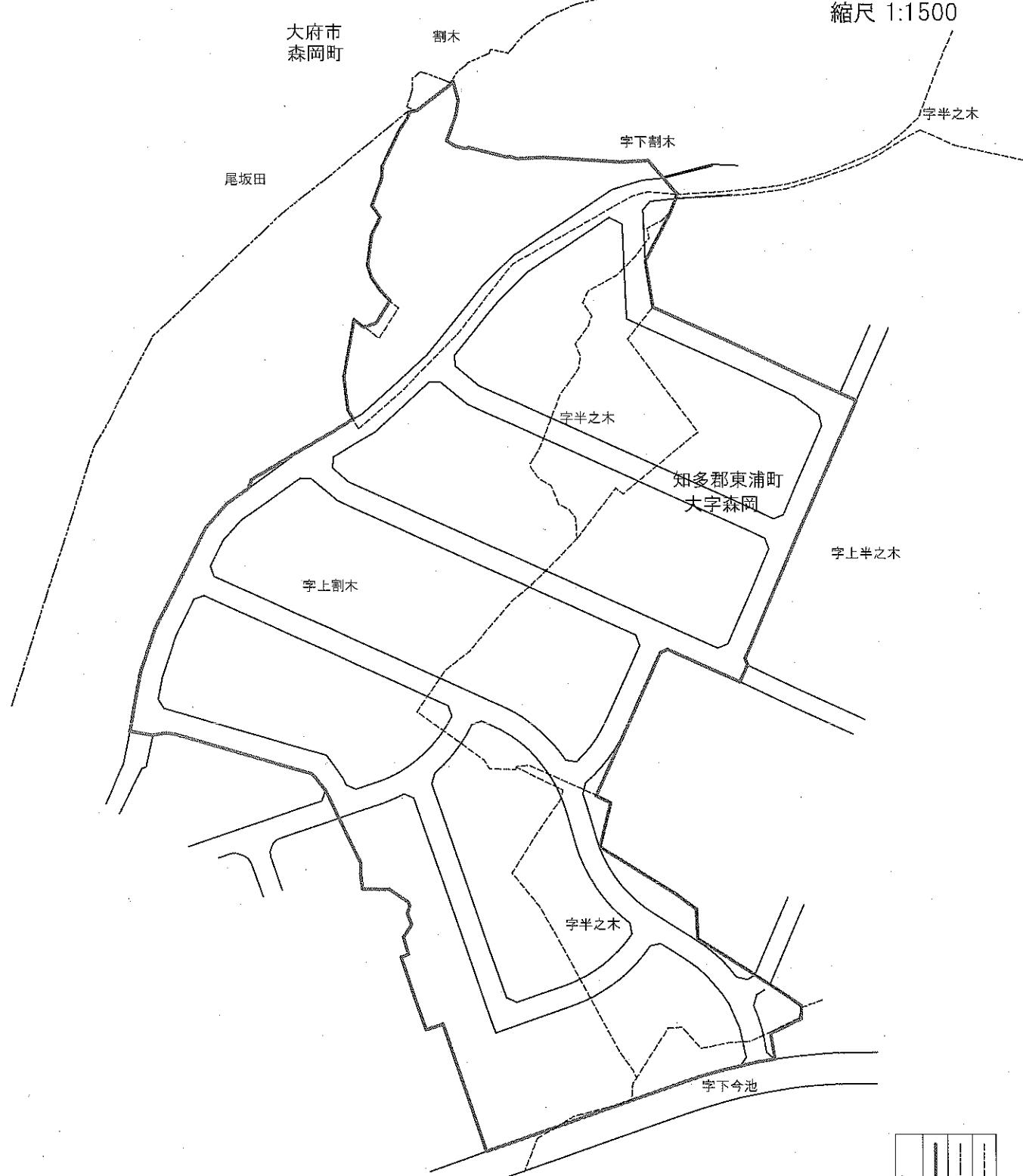
提案理由

東浦町東浦上割木土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を設定及び変更するため提案するものである。

別図第1



縮尺 1:1500



凡例	実施区域	行政界	字界
----	------	-----	----

## 別図第2



縮尺 1:1500



凡例	実施区域	行政界	字界
----	------	-----	----

議案第 34 号

平成 27 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 27 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 475,313,407 円のうち 25,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、169,326,747 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

平成 27 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 35 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3071	緒川新田 71 号線	東浦町大字緒川字寿久茂 211 番	
		東浦町大字緒川字中釜池 105 番 1	
3090	緒川新田 90 号線	東浦町大字緒川字寿久茂 68 番 5	
		東浦町大字緒川字寿久茂 68 番 3	

提案理由

路線の整理に伴い、路線を廃止するため提案するものである。

議案第 36 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 28 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3071	緒川新田 71 号線	東浦町大字緒川字植山 89 番 東浦町大字緒川字中釜池 105 番 1	

提案理由

路線の整理に伴い、新たな路線として認定するため提案するものである。